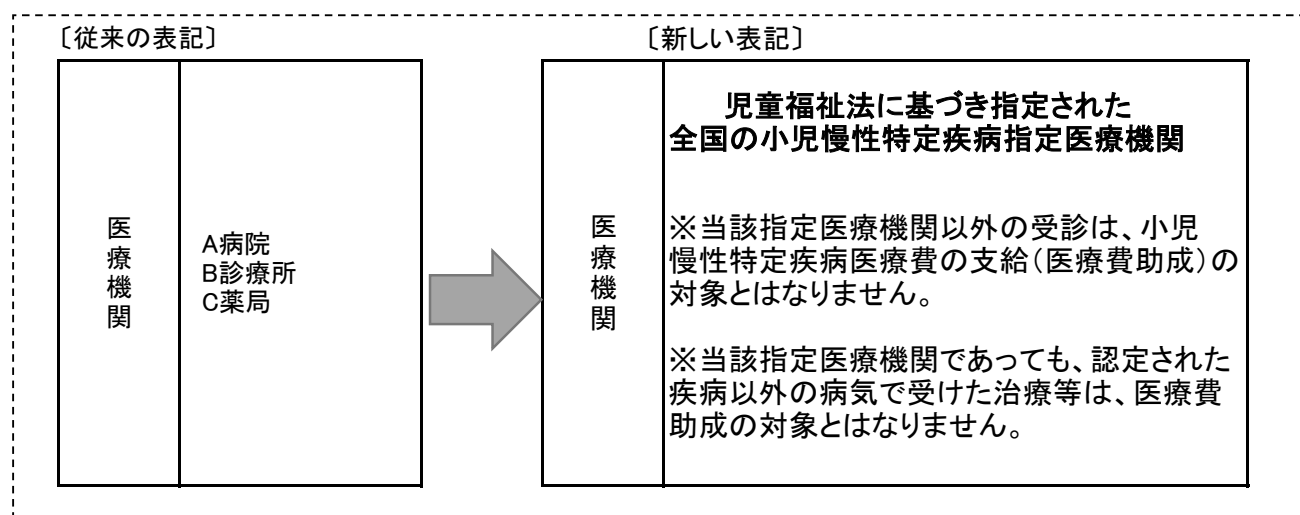


「千葉市小児慢性特定疾病医療受給者証」 「千葉市ぜんそく等小児指定疾病医療費助成認定証」 の「医療機関」欄の記載が変更になります。

千葉市では、受給者証・認定証の「医療機関」欄に指定医療機関名称を個別に記載しておりましたが、令和3年9月以降に交付する受給者証・認定証から、「児童福祉法に基づき指定された全国の小児慢性特定疾病指定医療機関」と記載します。
今後も原則として、申請時に指定された指定医療機関を受診していただくことに変わりはありませんが、指定医療機関を変更した場合には、更新申請等の機会に併せて変更手続きをお願いします。



＜留意事項＞

- 1 受給者証・認定証の利用方法は、今までと同じです。
- 2 指定医療機関受診の際、当案内文をご持参いただき、必要に応じてご提示ください。
- 3 「指定医療機関」とは、小児慢性特定疾病の医療を提供する病院・診療所・クリニック・薬局・訪問看護ステーションの総称です。
- 4 医療機関の指定有無は、医療機関所在地の自治体ホームページで確認することができます。

【指定医療機関 各位】

「医療機関」欄に個別に指定医療機関名が記載されていない場合でも、公費を適用の上、自己負担上限額範囲での請求をお願いします。

ご不明な点はお住まいの区の健康課にお問い合わせください。

	所在地	電話
中央区健康課	〒260-8511 千葉市中央区中央4-5-1 きぼーる13階	043-221-2583
花見川区健康課	〒262-8510 千葉市花見川区瑞穂1-1	043-275-6297
稲毛区健康課	〒263-8550 千葉市稲毛区六川4-12-4	043-284-6495
若葉区健康課	〒264-8550 千葉市若葉区貝塚2-19-1	043-233-8715
緑区健康課	〒266-8550 千葉市緑区鎌取町226-1	043-292-5066
美浜区健康課	〒261-8581 千葉市美浜区真砂5-15-2	043-270-2287